令和８年（フ）第５３号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目４番15号　ライフリスタ阿賀崎Ａ208、転居前の住所岡山県倉敷市玉島爪崎59番地
破産者　渡森　ゆみ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第６３号
岡山県倉敷市黒石366番地１
破産者　鈴木　　翔
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１１６４号
仙台市青葉区川平３丁目37番23号　サンシャインプラザ102、従前の住所仙台市青葉区北根１丁目13番１―1104号
破産者　阿部　雅彦
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５６号
栃木県足利市上渋垂町925番地１　ラフォーレ上渋垂Ｂ棟203号室、前住所埼玉県越谷市大成町６丁目391番地１
破産者　古川　柊吾
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第２０号
群馬県みどり市笠懸町阿左美504番地１　マンションＨＯＮＡＭＩ―Ⅱ　1102、前住所群馬県みどり市笠懸町阿左美2569番地４
破産者　鶴田　　均
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第９９号
埼玉県狭山市加佐志167―７　トップヒルハイツ101、住民票上の住所群馬県桐生市広沢町４丁目2345番地の12
破産者　鈴木　義昭
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第１１０号
静岡県沼津市大岡3107番地の１　K’107、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉437番地の８
破産者　清　　映之
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第５１号
愛知県豊橋市城下町字築地の内15番地
破産者　神藤　純義
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第７６号
愛知県豊橋市佐藤四丁目36番地の17
破産者　川口希代子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第４２０号
広島市南区宇品東７丁目１番18―202号
破産者　和田　智美
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７号
広島県三次市君田町西入君509番地
破産者　向井　義和
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和６年（フ）第２８５号
埼玉県草加市草加３丁目７番15号、開始決定時の住所高知市朝倉己264番地１　ヒルズ七宝西棟214
破産者　大倉　祐輔
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６９号
宮崎市大字内海7994番地16、住民票上の住所宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅198棟２号
破産者　外山　紗妃（旧姓日髙・永山）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第３４７号
千葉県松戸市上矢切1460番地の１　メゾンカメリア５号
破産者　大関　勝也
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４８号
東京都葛飾区東金町８丁目19番４号　グランミディ　1
破産者　大関　竜二
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８０号
千葉県松戸市西馬橋４丁目588番地　ハイムサンビレッジ201号
破産者　井上　達也
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２３８号
千葉県松戸市二ツ木1349番地の１　エクラシア松戸二ツ木、前住所千葉県松戸市上本郷3551番地　清永荘202号
破産者　喜多　靖雄
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２６４号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目13番地13
破産者　牧野　　彩
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２７１号
千葉県我孫子市根戸650番地の６　蔵増方
破産者　坂本　照美
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２７７号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目６番14―108号
破産者　斎藤　良太
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部